

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>東北地方太平洋沖地震の被害者の権利利益の満了日の延長措置を指定する国家公安委員会告示の制定について</p>	<p>平成23年4月14日 総務課</p>
<p>1 経緯・趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3月11日 東北地方太平洋沖地震発生 ○ 3月18日 国家公安委員会告示により、被害者の権利利益の満了日の延長措置を指定 ○ 災害救助法の適用地域が拡大されたことから、延長措置がとられる対象地域を拡大するため、新たに告示を定める必要が生じたもの。 <p>2 新告示(案)の概要</p> <p>(1) 対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部地域を指定。 ○ 旧告示からの対象地域の変更点は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県内の対象地域：13市23町11村→全域 ・ 栃木県内の対象地域：1市→8市7町 ・ 千葉県内の対象地域：3市1町→6市1区1町 <p>(2) 対象となる権利利益(変更なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証の有効期間の延長(道交法) ・ 猟銃等の所持の許可の有効期間の延長(銃刀法) ・ 犯罪被害者等給付金の申請期間の延長(犯罪被害者支援法) 等 <p>(3) 延長後の満了日(変更なし)</p> <p>平成23年8月31日</p> <p>3 今後の予定</p> <p>4月15日に官報掲載</p>		

公安委員会 説明資料No. 2	東日本大震災に対処するための 特別の財政援助及び助成に関する 法律案（仮称）について	平成23年4月14日 会計課 交通規制課
--------------------	--	----------------------------

1 目的

東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助等について定めるもの

2 警察関係

東日本大震災により被害を受けた警察施設の復旧に要する経費について、次のとおり、警察法の規定による補助（補助率：10分の5）以上の補助を行う

(1) 交通安全施設

ア 対象施設

信号機、道路標識、道路標示及び交通管制センター

イ 補助率

復旧事業費の10分の8から10分の9までの範囲内において補助

(2) 交通安全施設以外の警察施設

ア 対象施設

警察本部、警察署、交番、駐在所、運転免許試験場等

イ 補助率

復旧事業費の3分の2を補助

3 今後の予定

閣議日 未定

施行日 公布の日

※ 法律案の内容については、今後、変更があり得る。

1 概要

自動車安全運転センターの役員を選任は、国家公安委員会の認可が必要とされているところ（自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第20条）本年4月30日に、非常勤の理事2名が任期（2年）満了となることから、当該理事2名の認可申請がされたもの。

2 役員に選任（再任）しようとする者

(1) 理事（非常勤）

安西 愈（あんざい まさる） 弁護士

(2) 理事（非常勤）

鈴木 春男（すずき はるお） 千葉大学名誉教授

3 任期

(1) 現在の任期

平成21年5月1日から平成23年4月30日まで

(2) 再任後の任期

平成23年5月1日から平成25年4月30日まで

1 検挙状況（4月13日（前段期日後3日）現在）

期 日 前	区分 罪種	今回 前段4月10日投票、後段4月24日投票 H23.4.13現在		前回 前段4月8日投票、後段4月22日投票 H19.4.11現在		前回比	
		事件数	人員(うち逮捕)	事件数	人員(うち逮捕)	事件数	人員(うち逮捕)
		期 日 後	買収	8	14 (14)	12	27 (27)
期 日 前	自由妨害	11	11 (11)	23	23 (23)	-12	-12 (-12)
	凶器携帯	1	1 (1)	0	0 (0)	1	1 (1)
	詐偽登録・詐偽投票	1	1 (1)	8	10 (10)	-7	-9 (-9)
	選挙事務関係者に対する暴行	1	1 (1)	0	0 (0)	1	1 (1)
	投票干渉	1	1 (1)	1	3 (3)	0	-2 (-2)
	公務員の地位利用	0	0 (0)	1	1 (1)	-1	-1 (-1)
合 計	その他	0	0 (0)	2	2 (2)	-2	-2 (-2)
	合計	23	29 (29)	47	66 (66)	-24	-37 (-37)

2 主な検挙事例

- 買収（徳島、長崎、香川）
- 投票干渉（徳島）

3 警告件数（4月8日（前段期日2日前）現在）

単位:件

態様別	今回 (H23.4.8現在)	前回 (H19.4.6現在)	前回比
文書頒布	390	329	61
文書掲示	3,147	3,459	-312
言論	17	97	-80
その他	90	115	-25
合計	3,644	4,000	-356

(注) 今回の件数に岩手、宮城及び福島は含まれていない。

1 被害状況（4月14日現在。以下同じ。）

死者：13,439人、行方不明者：14,866人、負傷者：4,900人

2 警備体制

○ これまでに全ての都道府県警察から約20,000人の警察官を派遣。

○ 約11,000人体制で災害警備活動を実施中。

・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）

・ 派遣部隊：約3,000人（岩手約1,100人、宮城約1,300人、福島約900人）

【内訳】機動隊・管区機動隊（約2,100人（放射線測定専門部隊9人を含む。）、広域緊急援助隊（交通約450人・刑事約300人）、地域警察特別派遣部隊（約310人）、被災者支援（約50人）、機動捜査隊（約70人）、その他（約50人）、警察用航空機（ヘリ）9機

3 主な災害警備活動

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

・ 必要な装備資機材を着装し、合計約1,000人体制で各種活動を実施。

・ 10km圏内では、空間放射線量等の測定のため、安全管理サポート班（福島県機動隊）を投入するとともに、必要に応じ、遺体の収容等を実施。

・ また、10～30km圏内では、NBC対策部隊による空間放射線量等の測定、20km圏周辺での立入り者の確認のほか、行方不明者の捜索、パトロール、遺体の収容等を実施。4月7日以降、警視庁派遣部隊による南相馬地区等での大規模な捜索を実施中。

○ 身元確認

警察官約1,200人体制で遺体を見分、身元確認を実施。これまでに約11,000体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約84%）。

○ 被災者支援

全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケア等を実施。

○ 防犯、犯罪取締り

地域警察特別派遣部隊（142台・312人）を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。震災に便乗した詐欺、悪質商法等への取締りや広報啓発を強化。また、悪質な流言飛語について、国民に注意喚起するとともに、サイト管理者等に対する削除依頼を推進。

○ 通信機能の維持のための機動警察通信隊の活動

山中の無線中継所への燃料補給、現地への携帯無線機等の通信資機材の搬入・設置、破損した通信施設の応急措置等により通信機能を維持。

4 被災県警察に対する支援体制の強化

○ 部隊の増派

特別派遣部隊を1,500人増強し、全体で4,500人体制とする。

・ 特別機動捜査派遣部隊の派遣

4月13日から、被災県警察の要望を踏まえ、全国警察の機動捜査隊員等による部隊（19台・76人）を岩手県、宮城県及び福島県に派遣し、機動力を活かした警戒警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査等体制を強化。

・ 警備部隊等の増強派遣

被災県警察の要望を踏まえ、避難所警戒、遺体安置所警戒、被災地の治安維持のための警戒警ら等の体制強化のために全国警察の警備部隊約1,000人を新たに派遣するとともに、避難所等における相談受理、防犯指導等の活動に従事するための女性警察官等を約60人増強する予定（計約120人）。

○ 車両の増強配備

被災県警察において多くの警察車両が罹災し、新たな警察活動を展開するに際して著しい支障を来している現状に鑑み、全国警察から約100台の車両を被災県警察に配備すべく調整中であり、総数で約1,000台を投入。